

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 平成28年12月15日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時18分

出席者 委 員 委員長 千葉正弘

坂東一敏 古沢ちい子 関口孫一郎

福富善明 永田武志 梅澤米満

中島克則

議 長 海老原恵子

傍聴者 大谷好一 青木一男 針谷育造

広瀬昌子 小久保かおる 白石幹男

針谷正夫 大阿久岩人 大川秀子

入野登志子 天谷浩明 大武真一

岡賢治 小堀良江 福田裕司

事務局職員 事務局 長 稲葉隆造 議事課 長 田嶋 亘

主 査 藤澤恭之 主 査 福田博紀

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	茅 原	剛
教 育 部 長	松 本 静	男
生 涯 学 習 部 長	鵜 飼 信	行
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 島 純	一
商 工 振 興 課 長	増 山 昌	章
観 光 振 興 課 長	癸 生 川	亘
農 業 振 興 課 長	石 川 利	方
農 林 整 備 課 長	横 尾 英	雄
参事兼産業基盤整備課長	江 連 敏	夫
大 平 産 業 振 興 課 長	大 杉	栄
藤 岡 産 業 振 興 課 長	片 柳 耕 一	郎
西 方 産 業 振 興 課 長	渋 江 和	弘
岩 舟 産 業 振 興 課 長	苗 木	裕
教 育 総 務 課 長	天 海 俊	充
参事兼学校教育課長	島 田 芳	行
学 校 施 設 課 長	坂 田 知	司
文 化 課 長	大 出 光	一
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	毛 塚 政	宏

平成28年第4回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

平成28年12月15日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 議案第123号 栃木市創業支援中村由美子基金条例の制定について

日程第2 議案第132号 栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第133号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第135号 財産の取得について

日程第5 議案第115号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第3号）（所管関係部分）

日程第6 議案第122号 平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（千葉正弘君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（千葉正弘君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（千葉正弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第123号 栃木市創業支援中村由美子基金条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山商工振興課長。

○商工振興課長（増山昌章君） おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程をいただきました議案第123号 栃木市創業支援中村由美子基金条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は21ページ、議案説明書は1ページであります。

初めに、議案説明書から説明を申し上げますので、議案説明書の1ページをごらんいただきたいと思います。提案理由であります。市内都賀町在住の中村和男氏から寄附の申し入れがありまして財産を原資といたしまして、商工業における創業を支援するための事業に要する財源に充てることを目的とした基金を設置するために、栃木市創業支援中村由美子基金条例を制定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございます。

中村和男様につきましては、これまでもピンク色のクラウンを初めとした車両や市内小学校の新入生を対象に毎年度130万円相当の傘を寄附していただくなど、毎年多額の寄附をいただいている篤志家の方でございます。中村由美子様とおっしゃる方は、この中村和男様の娘さんでありまして、生前創業の希望を抱かれながら、残念ながら本年お亡くなりになった方でございます。その父親であります中村和男様は、その遺志を広く市内の創業の支援につなげていきたいというお考えをお持ちで、まずそのための基金を創設して、その後市に対して、具体的には年明けになるかと思ひます

が、今年度3,000万円のご寄附をされたいというご意向を示されております。さらに、来年度以降、創業支援のための事業の費用に充てさせていただきました以降、その費用相当額につきましても、今後毎年基金に積んでいきたいと、寄附をなさりたいというようなご意向も示されております。

基金の名称につきましては、中村様からの強いご要望をいただきまして、その意向を受けまして、このような基金の名称をご提案するものでございます。

参照条文についての説明は省略させていただきます。

それでは、議案書の21ページ、22ページをお開きいただきたいと思います。22ページのご説明をさせていただきます。栃木市創業支援中村由美子基金条例の制定の内容であります、第1条では本条例の設置について、第2条では積み立てる基金について定めております。

第3条では基金の管理について、第4条では運用益金の処理について、第5条では繰替運用について、第6条で商工業の創業支援のための事業に要する経費に充てる場合に限り全部または一部を処分することができるというふうに規定させていただいております。

第7条では、当条例に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める委任について定めさせていただきます。

施行期日につきましては、議会の議決をいただき、公布の日から施行したいというものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

これは、篤志家である中村和男氏のお嬢さんの遺志を継いだ基金ということで、本当に市にとってはありがたい基金かなという感じがするのですが、6条で「商工業における創業を支援するための事業に要する経費に充てる場合に限り」という部分があるのですが、これは先ほど課長の説明にあった、お嬢さんがこういった創業のためにという遺志があったのだという説明いただきました。これは3,000万円の基金ということですが、毎年不足した分は中村和男氏の意味でまた積み立てをしていただけるという説明もございました。これはこういった創業の意思を持った対象者といえますか、その考え方、市の考え方はどのような考え方をしているのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（千葉正弘君） 増山商工振興課長。

○商工振興課長（増山昌章君） それでは、お答えを申し上げます。

具体的な創業支援事業につきましても、中村様と打ち合わせを行っておりまして、具体的には新年度の予算の際にもご説明をさしあげる内容かとも思いますが、現時点で中村様との打ち合わせ内容について申し上げます。

創業支援の事業といたしまして、ビジネスコンテスト、具体的には創業プランのコンテストを実施したいというふうに考えております。具体的に申し上げますと、若手の創業者、それから女性の創業者を中心として、広く創業のための計画ですね、そういった企画を募集いたしまして、有識者による審査会を経て、将来性がある、実現可能性がある、それから地元産業の振興に深くつながるというような事業につきまして選ばせていただいて、補助金を交付して創業の実現につなげたいというような事業を現在のところ、市としてこのような事業でいかがかということを中村様にもご提案いたしまして、中村様からもぜひその事業で進めてほしいというようなご意向を示していただいているところであります。

以上であります。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 若い人、あるいは女性の創業支援をしたいというお話でございます。まだこれから具体的に詳細については打ち合わせされるのかなと思いますけれども、例えば1年、創業者何名かの方にご支援されるとか、あるいは支援金額の上限は幾らぐらいにされるのかという部分はまだ全然打ち合わせはされていないのでしょうか、その辺をお伺いします。

○委員長（千葉正弘君） 増山商工振興課長。

○商工振興課長（増山昌章君） 現時点での案でございますが、補助させていただく方、3名程度の方を予定しております。総額で、その運営する審査会等の事業費も含めて300万円ほど、来年度予定させていただきたいというふうに考えているところであります。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 3名ぐらいで300万円、単純に計算すると1件100万円程度かなという感じはするのですが、こういった篤志、本当に市に対してそういった気持ちのある方、この支援基金条例なのですが、これからはぜひともこういった故人の遺志を継いだ、また篤志家が多くあらわれていただければありがたいかなと思います。今後とも基金の、中村由美子基金ですか、の有意義な活用をお願いをしたいと思います。

○委員長（千葉正弘君） ほかに質疑ありますか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） よろしく申し上げます。

基金として条例を制定する寄附の金額というのは幾らぐらいなものなのですか、それをちょっとお聞きしたいのです。それはないのですか。

○委員長（千葉正弘君） 増山商工振興課長。

○商工振興課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

年明けに寄附を実行していただく予定でございますが、今年度3,000万円の寄附をいただく予定で、その金額を基金として今年度積んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（千葉正弘君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 私が聞いたのはそういうことではなくて、市として基金として取り扱う金額的なものは幾らぐらいで想定しているのか、それがちょっと聞きたかったのです。そういうものはないのかどうなのか。

○委員長（千葉正弘君） 増山商工振興課長。

○商工振興課長（増山昌章君） 大変失礼をいたしました。現在のところ、この中村様からの寄附金だけを基金に積む予定でございまして、特に市の、このほかに市の一般会計から積むというような予定はしておりません。

○委員長（千葉正弘君） 恐らくこの名称をつけた基金をつくるのに、その下限の金額とかの決まりはあるのでしょうかという質問だと思うのですが……。

〔「上限、下限の……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） では、もう一回質問してもらいますので、梅澤委員、どうぞ。

○委員（梅澤米満君） 基金を、寄附をもらって制定するのですよね。100万円だとすれば、そういった基金の条例はないと思うのです。1億円だったらしますよと。今言った3,000万円ということは、これからまた5,000万円、1億円と増えるのかなと期待しているのですけれども、そういうことになれば、そういう考えが、1億円以上でなくては基金として認めませんよと。大澤さんは十何億だったか、20億円だったかわかりませんが、そういう状況があるのです。そういったことを市はどういうふうに、それを条例ではないけれども決めているのですかということです。

○委員長（千葉正弘君） 増山商工振興課長。

○商工振興課長（増山昌章君） 大変失礼をいたしました。お答えを申し上げます。

もちろん基金として創設するに当たりまして財政等とも協議したところでございますが、特に幾ら以上という規定はございません。今回の場合には、多額の寄附をいただくということ、それから中村様からその基金を創設していただきたいというようなお話をいただきましたので、このような基金条例を制定して基金を設置していきたいというものでございまして、特に下限ですとか上限というものはございません。個別に判断していきたいというふうに考えております。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） それでは、質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第123号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第123号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第2、議案第132号 栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） ただいまご上程いただきました議案第132号 栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定につきまして、引き続き議案書並びに議案説明書においてご説明させていただきます。

初めに、議案説明書により説明させていただきますので、議案説明書の115ページをごらんいただきたいと思います。提案理由についてでございますけれども、栃木市倭町駐車場の使用料を改定するため、栃木市営有料駐車場条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、中型自動車及び大型自動車の駐車場使用料を改めるものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正する条例の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、次のページ、恐れ入ります、116ページ、117ページをごらんいただきたいと思います。見開き116ページ左側は現行条文、117ページ右側が改正案となっております。

改正の内容でございますが、栃木市営有料観光駐車場条例の6条及び15条に、駐車場を利用した際の駐車場利用料金、利用料につきまして、自動車の種類、基本額、加算額を別表により規定しているところであります。現行におきましては、自動車の種別にかかわらず、一律30分まで100円、その後30分ごとに100円の駐車場利用料金を頂戴しているところであります。今回の改正案でございますけれども、普通自動車はそのままに、中型自動車、大型自動車、いわゆるマイクロバスと大型バスにつきまして、1回につき1,000円をいただきたいというものに改正したいというものでございます。

この金額の設定につきましては、県内観光施設の駐車場の料金及び観光事業者からの意見を参考にいたしまして、改正の時期につきましては、現在駐車場スペースを拡張するための工事を実施しておりますが、来年4月からの受け入れ態勢の強化を図る、この機会を捉えまして、本改正によりまして観光事業の財源確保を図っていききたいものでございます。

次に、議案書の76ページをお開きいただきたいと思います。栃木市営有料観光駐車場条例の一部、別表部分を次のように改正するものでございまして、さきに改正の内容につきましては議案説明書により説明したとおりでございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

附則でございますが、条例は来年、平成29年4月1日から施行したいというものでございます。

以上、栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（千葉正弘君） 以上で説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福富委員。

○委員（福富善明君） 30分で100円ということで加算していくということなのですが、もしかして24時間車をとめた場合についてはどのような、この加算方法でよろしいのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 現在、駐車場の料金徴収につきましては、5時になりますと、一旦その日で締めまして、また翌日の9時から駐車場料金を頂戴するということになっております。その24時間というのは何時からというのもありますけれども、一旦はそこで徴収料金を頂戴いたしまして、また次の日になりましたらそこから頂戴するということで、夜は開放している状態でございます。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 関連なのですが、倭町駐車場が基本になって、市の駐車場はこれに同じような加算額になるのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 現在のところ、有料駐車場として条例制定をしております、現在のところはこの駐車場だけを1,000円という形で考えておりますけれども、今後観光振興を図って有料駐車場等を設置した場合、これを参考にしながら制定するという事になっております。倭町駐車場の場合は、首都圏から日光鬼怒川方面に行く方が、団体で立ち寄るという方が非常に多くて、ちょうど蔵の街をごらんいただく駐車場として年間800台ぐらいの駐車がございますので、有料化を図って財源確保を図っていききたいという狙いのものでございます。

説明については以上です。

○委員長（千葉正弘君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 今話をお聞きしました、財源確保ということで話聞いたのですけれども、市の駐車場に全体的な話をしまして、借地というものはあるのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 福富委員に申し上げます。この審議で必要な質問かどうかというのがあるのですけれども、お聞きしますか。

○委員（福富善明君） はい。

○委員長（千葉正弘君） それでは、課長お願いいたします。

課長、どうぞ。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 恐れ入ります。ちょっとお時間を頂戴いたしまして、借地があるやなしやについてはお時間いただきましてお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 今の話で財源確保ということ話聞いたものだから、この金額で対応できるような経営感覚のものを持っていただきたいということを一言言わせていただきたいのですけれども。よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 福富委員にちょっと確認したいのですけれども、あそこの今回の条例の対象になったところが借地があるかないかという質問なのでしょうか。

○委員（福富善明君） そうです。はい。

○委員長（千葉正弘君） 癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） お答え申し上げます。

倭町駐車場につきましては、借地ではございません。借地はないということです。

○委員（福富善明君） わかりました。

○委員長（千葉正弘君） ほかに。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 今度拡張すると言われましたよね。全体的にどのぐらい収容できるのか、ちょっと教えていただきたい。

○委員長（千葉正弘君） 癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 今、たしか6台ぐらいバスが、大型、中型がとめられると思うのですが、約10台ほどに拡張する予定でございます。今の駐車場の北側にインターロッキングの部分がございますけれども、通常はそこを開放してございせんが、そこを今工事をして、インターロッキングのほうも混み合ってきた場合は開放すると、その駐車場のエリアを広げるというわけではなくて、とめられるスペースを奥にも確保するという拡張工事を今現在行っているということで、

2月をめどに完成ということで、現在、あすから工事が着工ということになります、契約は11月30日からということになっております。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 実は、これ要望になるかなと思っているのですが、あそこの駐車場を見たときに、料金表は書いていないのですよね、端から見て。特に思うのは、先ほど福富委員が言われていましたように、上限が例えば500円にするとか、その規定もないのですよね、あそこは。要するに3時間とめれば600円になってしまう。しかしながら、例えば山車会館や蔵の街美術館あたりに入館すれば、それを持っていけば割引になる、引いてもらえる、そういうことがあるのですけれども、そういったことをあの駐車場の正面にでもいいから書いておく必要があるのではないかと思うのです。我々が川越市やなんかへ行ったときに見て、どこが安いだろうかと見て入るのですけれども、誰しもがそうだと思うので、やっぱりそういったことはしっかり書いておいてもらったほうが利用者にとってはいいのかなと思うのです。我々は知っている方は知っているかもしれないけれども、知らない人は全然わからないですから。であるならば、隣の1日500円ですよというところとか、土日祝祭日は800円ですよというところもありますよね、そういったところへ入れる人が多くなるかもしれない。そういうことで、もっと見直しをする必要があるだろうと私は思いますので、そのことがあって話をしたくて今質問したのですけれども、お願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 答弁求めますか。

○委員（梅澤米満君） では、その件について答弁をお願いします。

○委員長（千葉正弘君） 癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 今の委員のご指摘も踏まえて対応させていただきます。現在も書いてないわけではないのですが、多分わかりづらいというようなご指摘かと思いますので、わかりやすく少し工夫してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 個人的な駐車場は全部書いてありますよね、大きく、500円ですよ、600円ですよ。市の駐車場は書いてない、見えない、わからない。それをしっかりと見えるようにしてくださいということです。お願いします。

○委員長（千葉正弘君） ほかに質疑ございますか。

中島委員。

○委員（中島克則君） 今回の条例の一部改正ということで、中型自動車と大型自動車を新たに駐車料金ということで設けたのですけれども、現在中型自動車と大型自動車は割合的にはどのくらいの

割合で駐車をしているのでしょうか。1日大体どのくらいとかで結構です。

○委員長（千葉正弘君） 癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） ちょっと1日というのは、計算してみますけれども、平成27年度におきますと約900台くらい、年間ですね、900台くらいということがありまして、土日が主でございまして。ですから、曜日によって違うところですが、年間で900台くらいということなので、それが1,000円頂戴しますと90万円程度でございしますが、それが財源として入ってくるということでございまして。中型と大型につきましては、私の主観ですが、中型のほうが多いのかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第132号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第132号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第133号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第3、議案第133号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） よろしくお願ひいたします。

ただいまご上程いただきました議案第133号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の77ページ、議案説明書119ページをお開きください。

まず、議案説明書119ページをごらんください。提案理由でございしますが、人事院勧告に基づく

国家公務員の給与改定等に準じ、現在市職員の給与改定に伴う条例改正も上程されているところですが、栃木市教育委員会が任用しております栃木市任期付市費負担教職員についても所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要であります、市費負担教職員給料表を引き上げることでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、議案説明書の120ページ、121ページをごらんいただきたいと思います。別表第1の給料表の引き上げにつきましては、民間給与との格差を埋めるために給料表の水準を引き上げ改定するもので、県の教育職給料表に準じております。今回の改定で号給の若いほうは約1,600円、そして号給が高くなってまいりますと700円、1,600円から700円程度の引き上げになります。また、これにあわせまして、勤勉手当につきましても4.2月分が4.3月分に引き上げられます。これによる影響額でございますが、現在小規模特認校に配置されております市費負担教職員は8名おりまして、合計で約30万3,000円になります。

では、恐れ入ります、議案書の77ページをごらんください。栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものでありまして、制定内容につきましては、ただいまご説明したとおりでございます。

78ページから80ページにかけましては、改正になる給料表が掲載されております。

また、80ページから81ページにかけては、附則として、施行期日と給与の内払い、教育委員会規則の委任等が定められておりまして、施行につきましては公布の日からということでございます。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉正弘君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） ちょっと1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

8名現在おられるということで、8名の方、増額されますと30万円程度というお話お伺いしました。ここに給料表が出ております。この8名の方、大体どの辺の給料表でいらっしゃるのか、教えていただければありがたいと思います。

○委員長（千葉正弘君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 若い人から高齢の方もおりまして、若いほうは25号給が1名、それから29号給が2人おりまして、それから32号給が1名、36号給が1名、58号給が1名、64号給が1名、76号給が1名ということで、以上8名でございます。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 当然経験年数に応じてこの給与額というのは決まってくるのかなと思いま

すけれども、結構今の答弁伺いますと若い方が多いような感じがいたしますけれども、大体平均年齢お幾つぐらいになりますか。

○委員長（千葉正弘君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 平均年齢ということでございますが、大学を卒業して1年目2年目の方々が大体25号給ぐらいになります。それで、四、五年になってきますと、それが29号給ぐらいになってきます。76号給になりますと、大体五十五、六歳になってまいります。そのような状況でございます。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 了解しました。

○委員長（千葉正弘君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第133号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第133号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第4、議案第135号 財産の取得についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

坂田学校施設課長。

○学校施設課長（坂田知司君） ただいまご上程をいただきました議案第135号 財産の取得についてご説明を申し上げます。議案書につきましては84ページ、議案説明書につきましては130ページから132ページになります。

それでは、初めに議案説明書においてご説明を申し上げます。130ページをごらんください。提案理由であります。栃木市立東陽中学校敷地拡張整備事業用地として、栃木市大宮町地内の土地

を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

132ページの位置図をごらんください。今回取得する土地につきましては、既存の学校用地の東側に接する土地でございます。

続きまして、131ページの不動産の調書をごらんください。所在地につきましては、栃木市大宮町北古洞、現況地目につきましては田で8筆、地積が7,572.51平方メートル、取得価格につきましては2,120万3,028円でございます。畑が11筆ございまして、地積が8,814.56平方メートル、取得価格につきましては2,468万768円。合計で19筆ございまして、面積が1万6,387.07平方メートル、取得価格につきましては4,588万3,796円でございます。

次に、補償費でございますが、企業地内でございますかんがい井戸の補償費でございます、69万5,607円でございます。

恐れ入りますが、議案書の84ページをごらんください。議案第135号 財産の取得について、栃木市立東陽中学校敷地拡張整備事業用地として財産を取得するものでございます。財産の表示及び取得価格につきましては、先ほどご説明を申し上げたとおりでございます。取得の方法につきましては、随意契約による買い入れでございます。また、取得の相手につきましては、栃木市大宮地内居住者ほか11名、全部で12名でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福富委員。

○委員（福富善明君） この金額の算定基準というのは、どちらのほうから算定をされたのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 坂田学校施設課長。

○学校施設課長（坂田知司君） 土地鑑定士による鑑定をいたしまして、平米当たりの単価を算出して金額を算出しております。

○委員長（千葉正弘君） ほかにございますか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 地権者から買収ができなかったと、その場合はどのように考えていますか。お願いします。

○委員長（千葉正弘君） 坂田学校施設課長。

○学校施設課長（坂田知司君） 全て仮契約、議会の承認をいただく前に仮契約をいたしまして、現

在12名全員の方から契約をいただいているところです。

○委員長（千葉正弘君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 何回も私、話をしますけれども、割とお借りするところがかかなり多いのです。ですから、この際は何が何でも買収してもらって、市の土地にしてもらいたいのです。でないと、栃木市の皆さんの心がどうしても貸そう貸そうとする気持ちになってしまいますので、何とかそういった方向に持っていけるように努力していただきたいと思うのです。では、よろしくお願いします。

○委員長（千葉正弘君） 答弁求めますか。

○委員（梅澤米満君） いや、いいです。

○委員長（千葉正弘君） では、要望ということですので。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第135号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第135号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第5、議案第115号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川農業振興課長。

○農業振興課長（石川利方君） ただいまご上程いただきました議案第115号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第3号）のうち、所管関係部分につきましてご説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。補正予算書52、53ページをお開きください。2款1項15目諸費につきましてご説明いたします。補正額は9,721万3,000円の増額であります。所管部分につい

ては3万9,000円でありまして、中ほどの補正額の財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、国庫補助対象者からの国庫補助金等の返還金であります。右の説明欄をごらんください。上から5項目め、国県支出金返還金（農業振興課）につきましては、平成26年2月の大雪による災害に伴い実施した国の被災農業者向け経営体育成支援事業が完了したことを受け、補助金に係る消費税の仕入れ控除について確認したところ、補助金申請をした当初は被災農家の申し出により消費税免税事業者として申請しておりましたが、確認の結果、課税事業者かつ消費税申告により当該事業費に係る消費税について仕入税額控除を受けたことが判明したため、平成26年度事業に関して補助金により受け取った消費税分の国、県分を返還するものであります。

72、73ページをごらんください。5款1項1目労働諸費につきましてご説明いたします。補正額は50万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。労働福祉事業費につきましては、国からの地方創生推進交付金を活用し、新規事業として実施する中小企業への介護相談員派遣事業を広く周知、啓発するための事業説明会の際の講師謝金及びチラシ等作成に係る印刷製本費を増額するものであります。

74、75ページをごらんください。6款1項1目農業委員会費につきましてご説明いたします。補正額は36万3,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。農業委員会運営費につきましては、農業委員会等に関する法律の改正が平成28年4月1日に施行され、栃木市農業委員会も本年7月20日に新制度に移行しました。しかし、新制度における農業委員会運営についての情報が不足している状況でありますことから、他県の新制度に移行した農業委員会を視察するための旅費を増額するものであります。なお、県内において、本市以外は今年度中に新制度に移行する農業委員会はありません。

次に、2目農業総務費につきましてご説明いたします。職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや、人事院勧告を踏まえ、その差額分を増額するものであります。以下、職員課所管の職員人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は225万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。新規就農支援事業費につきましては、給付対象者が当初の見込みを上回ったことにより不足が生じたため、青年就農補助金を増額するものであります。

次に、5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は1,388万9,000円の増額でありまして、中ほどの補正額の財源内訳欄の特定財源、その他につきましては、中山間地域農村環境保全基金繰入金であります。右の説明欄をごらんください。上から2事業目、農地事務費（栃木）につきましては、栃木市川原田町地内にあります大淵沼調整池において、雑草や支障木が生い茂り、排水調整に支障が発生していることから、機能回復のための除草、伐採を行うための委託料を増額するものであります。

次の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金（栃木）につきましては、美田東部地区の県営農業用河川工作物応急対策事業において、本年度の国の補正予算により、県営事業費の増額に伴い、本市負担金額が増額したことにより、負担金を増額するものであります。

次の県単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、栃木市境町地内の沼和田西用水路は瀬戸河原用水堰から取水した用水を分水して利用しておりますが、取水堰が設置されておらず、集中豪雨時などにおいて水量の調節ができないために、下流の沼和田町、大平町牛久、横堀地内において洪水被害が頻繁に発生していることから、分水箇所に用水量を調整できる取水堰を設置するための委託料及び工事請負費を増額するものであります。

次の市単独土地改良事業補助金（栃木）につきましては、栃木市土地改良区内の泉川町、大皆川町地内において、本年9月台風による豪雨の影響で被災した農地及び農業施設の災害復旧工事に対して、事業主体である栃木市土地改良区への支援を行うための補助金を増額するものであります。

次の市単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、栃木市皆川城内町地内を流れる普通河川奈良田川に設置してある農業用水樋門が老朽化により開閉ができず、集中豪雨時などに適正な維持管理が行えないために、周辺の農地や住宅地で被害が発生し、市道が冠水するなどして通行に支障が出ているため、用水樋門の改修のための工事請負費を増額するものであります。

次の農業基盤整備促進事業費（栃木）につきましては、国府土地改良区において、今年度に本事業の実施を予定しておりましたが、導入する補助事業メニューが変更となったことから、本事業で支出を予定していた補助金を減額するものであります。

次の部屋南部地区かんがい排水事業費（栃木）につきましては、石川排水機場の更新整備を行うため、本年度より市単独費により調査設計業務を行っておりますが、今般県や関係機関と協議の結果、平成30年度に事業着手するために、来年4月に事業採択に向けた国のヒアリングを受ける必要があり、その時点で新排水機場の施設の基本設計がまとめられている必要があることが確認されましたので、来年度予定していた業務を前倒しして実施するため、委託料を増額するものであります。

次の農地耕作条件改善事業につきましては、国府土地改良区の揚水機場の整備に対する補助金であります。

次の農地事務費（大平）につきましては、北武井地内の農道の維持管理補修事業委託料と西山田地内の水路工事に伴う工事材料費を増額するものであります。

次の農業基盤整備促進事業費（大平）と次の農地耕作条件改善事業（大平）につきましては、補助メニューが変更になったことから、大美間土地改良区への補助金をそれぞれ減額及び増額するものであります。

次の西前原たん水防除事業費につきましては、新西前原排水機場の本体工事が本年12月中に完成し、平成29年1月から3月までの間、電気工作物保安業務委託料が発生するため、増額するものであります。

次の排水事業維持管理補助金（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区が管理する排水機場の運転及び維持経費に対する補助金を増額するものであります。

次の市単独土地改良事業補助金（藤岡）につきましては、天神谷津水利組合が実施する用水施設の修繕に対する補助金を増額するものであります。

次の農業基盤整備促進事業費（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区が実施する揚水機場の改修工事に対する補助金を増額するものであります。

次の市単独土地改良事業補助金（西方）につきましては、真名子土地改良区の取水堰及び小倉堰土地改良区用水路の修繕及び改修工事に対する補助金を増額するものであります。

次の農業基盤整備促進事業費（岩舟）につきましては、大岩藤土地改良区が行う排水路補修工事の事業費が当初予定より増えたことに伴い、補助金を増額するものであります。

78、79ページをお開きください。6款2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。補正額は781万4,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。治山林道管理費（栃木）につきましては、栃木市出流町地内及び星野町地内の林道施設において、本年9月の台風等の影響により被害が発生したため、維持補修費を増額するものであります。

次の治山林道管理費（西方）につきましては、林道真上男丸柏木線の路肩改修工事に係る設計委託料及び工事請負費を増額するものであります。

80、81ページをお開きください。7款1項2目商工振興費につきましてご説明いたします。補正額は3,323万4,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。中小企業融資保証事業費につきましては、市制度融資利用者が栃木県信用保証協会へ支払う保証料を補助する事業であります。日本銀行のマイナス金利政策を受け、7月から金利を0.1%引き下げたことにより、市制度融資の利用者が当初の予定より増加したため、中小企業向け資金融資信用保証料補助金を増額するものであります。

次に、3目工業開発費につきましてご説明いたします。補正額は11万4,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。千塚町上川原産業団地特別会計繰出金につきましては、前年度繰越金及び産業団地敷地の電柱使用料を歳出財源に充当することにより減額するものであります。

次に、4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は25万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。蔵の街観光館管理運営委託事業費につきましては、蔵の街観光館テナントのエアコンが一部老朽化により故障したことによる補修が主なものであります。

以上、7款1項4目観光費までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 天海教育総務課長。

○教育総務課長（天海俊充君） 続きまして、10款2項1目学校管理費につきましてご説明いたしますので、恐れ入りますが、補正予算書の94、95ページをお開きください。

補正額は225万6,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。小学校運営費につき

ましては、10校分の机、椅子を購入するため、備品購入費を増額するものであります。

次に、2目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は481万4,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。小学校就学援助事業費につきましては、要保護・準要保護児童への学用品等を援助するものでありますが、当初の見込みよりも対象者が増加したため、扶助費を増額するものであります。

次に、3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は1,173万3,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。小学校施設整備事業費につきましては、校舎内外壁の修繕及び大平西小学校の会議室を普通教室に改修するための工事請負費と改修に伴う備品購入費を増額するものであります。

続きまして、10款3項1目学校管理費につきましてご説明いたしますので、恐れ入りますが、補正予算書の96、97ページをお開きください。補正額は567万4,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。所管関係部分は2事業目の中学校運営費でありまして、5校分の机、椅子を購入するため、備品購入費を増額するものであります。

次に、2目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は384万5,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。中学校就学援助事業費につきましては、先ほど95ページでご説明いたしました小学校就学援助事業費と同様の内容でありまして、当初の見込みよりも対象者が増加したため、扶助費を増額するものであります。

次に、3目学校建設費につきましてご説明いたします。先ほど95ページでご説明いたしました小学校施設整備事業費と同様の内容でありまして、校舎内外壁を修繕する工事請負費を増額するものであります。

次の大平中学校校舎等整備事業費につきましては、備品の入札執行により金額が確定したため、備品購入費を減額するものであります。

恐れ入りますが、98、99ページをお開きください。10款4項4目文化財保護費につきましてご説明いたします。補正額は84万8,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。文化財保存修理事業費につきましては、市指定有形文化財である栃木病院の床の修繕57万6,000円及び慈覚大師堂の自動火災報知機設置工事27万2,000円に係る補助金であります。

以上をもちまして、所管関係部分の歳出の説明を終わらせていただきます。

○委員長（千葉正弘君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） それでは、続きまして歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の44、45ページをお開きいただきたいと思います。

13款1項5目農林水産業使用料につきましてご説明いたします。補正額は117万6,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1節農業使用料の農業施設敷地使用料（岩舟）につきましては、下野農業協同組合の岩舟農産物集出荷貯蔵施設や岩舟種子センター等の敷地使用料の見

直しを行ったことによる増額分であります。

続きまして、46、47ページをお開きください。15款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は333万5,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1節農業費県補助金の人・農地プラン推進事業費補助金につきましては、新規就農者1経営体に対する県からの新規就農・経営継承総合支援事業費補助金であります。

次の土地改良事業費補助金につきましては、栃木地域において実施される県単独農業農村整備事業に対する補助金であります。

続きまして、48、49ページをお開きいただきたいと思います。18款2項18目中山間地域農村環境保全基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は316万4,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1節中山間地域農村環境保全基金繰入金につきましては、先ほど歳出のところでご説明いたしました栃木市中山間地域農村環境保全基金条例に基づき、市単独土地改良事業補助金（西方）に対する財源の一部として基金を繰り入れるためのものであります。

次に、20款5項4目雑入につきましてご説明いたします。補正額は355万1,000円の増額のうち、所管部分は5万1,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。2項目め、栃木県南公設地方卸売市場事務組合職員給与負担金等（農業振興課）につきましては、平成26年2月の大雪による被災農業者向け経営体育成支援事業を実施した被災農家からの国、県、市への支出金返還金であります。

以上をもちまして、平成28年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。なお、質疑に際しましては簡潔に、そして一問一答の方法により行います。ページ数もお知らせ願います。

質疑ありますか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 75ページ、新規就農支援事業、青年就農補助金なのですけれども、今年度補助金に関して何人の方の応募があったのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 石川農業振興課長。

○農業振興課長（石川利方君） 国の補助金をもらっている方は……平成28年ですよね。補助の人数でしょう。

○委員（福富善明君） ええ。

○農業振興課長（石川利方君） 今年度。

○委員（福富善明君） 今年度。両方。

○農業振興課長（石川利方君） 14経営体の16名でございます。

○委員（福富善明君） それは今年度。

○農業振興課長（石川利方君） 今年度。

○委員長（千葉正弘君） 福富委員、挙手をお願いいたします。

福富委員。

○委員（福富善明君） 今年度で16名。補助の人数は何人ですか。

○委員長（千葉正弘君） 石川農業振興課長。

○農業振興課長（石川利方君） 14経営体、14農家というか、中には夫婦で該当になっている方もいますので、14経営体の16名ということになっております。

○委員長（千葉正弘君） 福富委員。

○委員（福富善明君） この就農者に関しては、年々増加傾向にあるのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 石川農業振興課長。

○農業振興課長（石川利方君） 昨年度が、平成27年度が13経営体の15名、平成26年度は11経営体の11名ということで、年々増加にはなっております。

○委員長（千葉正弘君） それでは、永田委員。

○委員（永田武志君） お世話になります。95ページ、2項目めなのですが、小学校の就学援助費、当初予算だと2,279万円程度だったのですが、今回480万円の増ということで、学用品等の補助不足ということなのですが、まずこの対象者数教えていただけますか。

○委員長（千葉正弘君） 天海教育総務課長。

○教育総務課長（天海俊充君） 小学校ですと、今年度予想される人数が470人を対象としてございます。

○委員長（千葉正弘君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 470人ということです。これは要保護・準要保護、両方あるわけですが、要保護に関しては生活保護受給者かなと思うのですが、準要保護、これの選定方法というか、基準というか、わかりやすく説明いただければと思います。先生方が選定するのか、それとも保護者の申請方式等をとるのか、そこら辺を教えてください。

○委員長（千葉正弘君） 天海教育総務課長。

○教育総務課長（天海俊充君） まず、選定の方法でございますが、認定の基準というのがございまして、それに当てはまるよう、審査会というのですか、そういったものを開きまして、その該当者を認定しているということでございます。学校等からの申請等含めまして、その申請書が上がって

きたものを審査をするという形になってございます。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 永田委員。

○委員（永田武志君） その選定の組織というのは教育関係者関係のメンバーなののでしょうか、それともプラス有識者も含まれているのですか、そこら辺をちょっと教えてください。

○委員長（千葉正弘君） 天海教育総務課長。

○教育総務課長（天海俊充君） 教育部の部長以下、あと関係課長のものと、あと生活保護関係の部署の担当者、その構成で審査をしてございます。

○委員長（千葉正弘君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 増加増加で、時代的にわかるのですけれども、今後の見通しというか、予想、どのぐらい増加するものなのか、予想で結構でございます。

○委員長（千葉正弘君） 天海教育総務課長。

○教育総務課長（天海俊充君） 去年の全体の人数が680名程度でございました。そして……失礼しました。小学校、中学校合わせて680名程度でございました。今年の補正予算に出した推定の人数が770名程度という形になりますので、90名程度増えているということです。今後とも、これほど伸びはないでしょうけれども、伸びていくというふうには思っております。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） ほかに質疑ありますか。

中島委員。

○委員（中島克則君） 95ページなのですが、95ページの説明書きの上から1番目の小学校運営費、庁用器具購入費というふうなことなのですけれども、小学校10校分の机、椅子の購入というふうなことなのですが、どのくらい数量は購入したのか。また、97ページですか、中学校のほうも、中学校運営費、庁用器具購入費ということで112万8,000円が補正になっているのですが、これも机、椅子というふうなことなのですけれども、こちらもどのくらいの数量なのか、ちょっとお知らせください。

○委員長（千葉正弘君） 坂田学校施設課長。

○学校施設課長（坂田知司君） 小学校、中学校それぞれ机、椅子が10組ずつでございます。

○委員長（千葉正弘君） 中島委員。

○委員（中島克則君） 10組ということは、10人分ということかな。

○委員長（千葉正弘君） 坂田学校施設課長。

○学校施設課長（坂田知司君） 当然、机、椅子がそれぞれ10個ずつなので10人分です。今回におきましては、特に経年劣化で机、椅子において破損や劣化が著しいものについて更新をするというような形で、10組を各学校に配布をしたというような状況です。

○委員長（千葉正弘君） 中島委員。

○委員（中島克則君） 10組で10人分というふうなことなのですから、そうしますと、小学校のほうでいうと225万6,000円ですよ。そうすると1人当たり、1組が22万円で、机と椅子が22万円というようなことになるわけですか。

○委員長（千葉正弘君） 坂田学校施設課長。

○学校施設課長（坂田知司君） 10組を10校でございますので……。

○委員（中島克則君） 10組を10校。

○学校施設課長（坂田知司君） はい。失礼しました。

○委員長（千葉正弘君） 中島委員。

○委員（中島克則君） わかりました。10組を10校ということだと、100人分ということだね。そうすると、2万2,000円ぐらいですね。わかりました。了解しました。

それと、切りかえですね、それは大体どのくらいの目安で新しいのと切りかえをやっているのか、お願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 坂田学校施設課長。

○学校施設課長（坂田知司君） 特に定めはございませんが、やはり椅子、机等が傷んだ状況を確認した上で更新のほうはしている状況です。

○委員（中島克則君） 了解しました。

○委員長（千葉正弘君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第115号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第115号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第6、議案第122号 平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） 産業基盤整備課です。ただいまご上程いただきました議案第122号 平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。歳入のみの補正でございますので、歳入の説明とさせていただきます。

補正予算書の35ページをお開きください。平成28年度栃木市の千塚町上川原産業団地特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入予算の補正でありまして、第1項は、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表、歳入予算補正によるというものであります。

次に、36ページをお開きください。ただいまの第1条第1項の第1表、歳入予算補正の一覧表でございまして、詳細は千塚町上川原産業団地特別会計補正予算に関する説明によりご説明いたしますので、232、233ページをお開きください。歳入の補正でありまして、1款1項1目一般会計繰入金の補正額は11万4,000円の減額でありまして、右の説明欄の同じく一般会計繰入金につきましては、前年度繰越金及び商工使用料の増額に伴います一般会計繰入金の減額であります。

4款1項1目繰越金の補正額は9万5,000円の増額でありまして、右の説明欄の前年度繰越金につきましては、前年度決算に伴いまして繰越金額が決定したことによる増額であります。

5款1項1目商工使用料の補正額は1万9,000円の増額でありまして、右の説明欄の産業団地敷地使用料につきましては、団地内宅地に設置いたしました電柱の使用料であります。

以上で、平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第122号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第122号は原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

◎閉会の宣告

○委員長（千葉正弘君）　以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長に一任願います。

これをもって産業教育常任委員会を閉会いたします。

お世話さまでございました。

（午前１１時１８分）